

シェンゲンⁱ短期課題への提案
どのような活動が「ビジネス」で実施できるか
または仕事とみなして就労ビザを取得することができるかを決定する方法
Marco Mazzeschi マルコ・マツチェスキ

シェンゲンVisa規則ⁱⁱとシェンゲン法規範ⁱⁱⁱには、「ビジネス」活動とみなされる活動の定義がないため、就労許可を取得せずに働くことが可能である。ビザ^{iv}申請手続きのためのシェンゲンハンドブックには、出張のための補助資料の非完全なリストと報酬を得る活動を行う目的で旅行する人のための概要は記載されている。

「申請者は雇用許可証、または妥当な場合は報酬を得る活動が行われる国の法律が定める類似の書類を提出しなければならない」

シェンゲン加盟国の大部分の法律は「ビジネス」とみなされる活動の明確かつ具体的な定義を定めていない。このため多くの企業は、シェンゲン地域で短期業務（180日ごとに最大90日間）のために従業員を派遣する際の明確な指針がない。

例えばイタリアは、ビジネス上の滞在者^vを「商業的・経済的目的で国に入国し、契約・交渉・取引を行い、商業・産業協力契約の下、購入・売却された資本財^{vi}の使用法や機能を学び、または検証する外国人」と定義している。

活動が「ビジネス」とみなされるか、就労許可を得ることができるかを判断するために国際レベル（少なくともOECD加盟国の間で）で有効な指針根拠を持つガイダンスとして、新しいOECD租

ⁱ シェンゲン加盟国はオーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイスである。

ⁱⁱ Regulation (EC) No [810/2009](#) of the European Parliament and of the Council of 13 July 2009 で、ビザに関するコミュニティコード (Visa Code) 制定。

ⁱⁱⁱ Council Decision 1999/436/EC of 20 May 1999

^{iv} COMMISSION IMPLEMENTING DECISION C (2011) 5501 final of 4.8.2011

^v Decreto Interministeriale n. 850/201: “per finalità economico-commerciali, per contatti o trattative, per l'apprendimento o la verifica dell'uso e del funzionamento di beni strumentali acquistati o venduti nell'ambito di contratti commerciali e di cooperazione industriale”

^{vi} つまり（消費財とは対照的に）他の商品の生産に使用される機械および道具（これは明確化の目的のためだけであり、法令本文にはない）

税モデル条約^{vii}第15条^{viii}（雇用所得の国際課税に関する規則）に対するOECD^{ix}注釈^x8.14の以下の記載が参考になると考える。

「正式な雇用主およびサービスを提供する企業が行うビジネスと個人が提供するサービスの性質を比較すると、正式な契約関係とは異なる雇用関係が示されている場合、実際に雇用に該当するかどうかを判断するために以下の要因が参考になると思われる。

- 誰が作業の実施方法について個人に指示する権限を有しているか
- 誰が作業を行う場所を管理し責任を負うか
- 誰が個人の報酬を正式の雇用主からサービスが提供される企業に直接請求するか
- 誰が個人が仕事を処理するために必要な道具や材料を用意するか
- 誰が作業を行う個人の数と資格を決定するか
- 誰が仕事を行う個人を選択し、その目的のためその個人と締結された契約の解除権を有するか
- 誰がその個人の仕事に関連して懲戒処分を科す権利を有するか
- 誰がその個人の休日と勤務スケジュールを決定するか

^{vii} OECD モデル租税条約(2014)

^{viii} 給与所得 1. 第16条、第18条及び第19条の規定が適用される場合を除き、一方の締結国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金、その他の類似の報酬に関し、勤務が他方の締結国内において行われたい限り、当該一方の国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締結国内において行われる場合、当該勤務から生ずる報酬に関し、他方の国において租税を課することができる。

2. 1の規定に関わらず一方の締結国の居住者が他方の締結国内における勤務から生ずる報酬に関し、次の場合当該一方の国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該課税年度において開始又は終了するいずれの12カ月の期間においても、当該他方の締結国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと (b) 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること (c) 報酬が雇用者の他方の締結国内に有する恒久的施設によって負担されるものではないこと

^{ix} OECD は現在 35 の国が加盟しています。全加盟国リストはこちらを参照ください。 www.oecd.org

^x <http://www.oecd.org/berlin/publikationen/43324465.pdf>